



実演家著作隣接権センター

[クプラニュースレビュー]

30th
Anniversary

CPRA news Review

芸団協CPRA 2024年度事業計画/2023年度事業報告

レコード演奏・伝達権の創設に向けて
BGM利用における実演家の権利を考える

生成AIと実演

パブリシティ権を巡るアメリカの動向

Vol. **b**

2024 SUMMER

実演家著作隣接権センター(芸団協CPRA) 事業計画

実演家著作隣接権センター(CPRA)は、
一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、
一般社団法人MPN及び一般社団法人映像実演権利者合同機構との協力関係に基づき、
その業務基盤の整備を行い、実演家の権利擁護及び集中管理に係る専門機関として
一層の充実を図るとともに、以下の権利処理及び調査研究広報活動を推進する。

(1) 文化庁長官の指定に係る業務 (指定団体業務)及びこれに準ず る業務を適正に実施する

- 1) 実演家に係る放送及び有線放送における商業用レコードの二次使用料につき、権利行使の受任、使用料の徴収分配を行う。このうち徴収に関しては、同時配信等での利用についても注力し並行して協議を行う。またノンフィーチャード・アーティスト分の分配については、2025年度に放送使用楽曲単位での分配に移行することを目標に、データ収集力の強化と、海外の例も参考に国内事情に即した分配方法の検討を進める。
- 2) 実演家に係る商業用レコードの貸与報酬及び使用料につき、権利行使の受任、使用料の徴収分配を行う。
- 3) 実演家に係る私的録音補償金の分配を行う。
- 4) ブルーレイディスクレコーダー及びそれに使用する記録メディアに係る私的録画補償金の分配について引き続き検討する。
- 5) 協定を締結している諸外国の実演家権利集中管理団体との間で、国内で徴収した外国人実演家及び権利者の使用料等を分配し、

- また海外で発生したCPRA委任者の使用料等を徴収するとともに、新規の協定締結に向けた交渉も継続する。海外エージェンについては直接クレイムに対し使用料等の分配を行う。
- 6) 国内で徴収した使用料等の国内分配と海外分配に関し、それぞれのデータ整備作業等を一本化することで、今年度より同時期に実施する。
 - 7) 海外団体との共有データベースIPD・VRDBで提供される非委任者情報及び分配保留楽曲情報の積極的な活用や、海外での使用楽曲データの調査研究等により、海外からの徴収額の増加に努める。

(2) 実演家の著作隣接権及び報酬請求権の処理に関する業務を適正に実施する

- 1) 商業用レコードの放送用録音につき、一任型管理事業として権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。
- 2) 放送番組に使用された商業用レコードの送信可能化につき、一任型管理事業として権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の

- 徴収分配を行う。なお、オンデマンドストリーム配信の徴収については、一般社団法人日本レコード協会を通じて行う。
- 3) 日本レコード協会を窓口としているウェブキャスティングに係る商業用レコードの集中管理について、使用料の受領及び分配に向けた必要な整備を進める。
 - 4) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)の構成団体として、補償金の受領を開始するとともに、分配方法について検討を行う。
 - 5) 新たな利用態様に対応して管理委託契約約款及び使用料規程の整備を行い、集中管理の範囲拡大に向けた更なる研究を進める。
 - 6) 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)との協力関係を維持する。

(3) 指定団体及び著作権等管理事業者として各種権利処理業務を適正に進めるとともに委任者の管理を的確に行いデータセンターの充実を図る

- 1) 調査・資料費について、ノンフィーチャード・アーティストに関するデータ収集力を強化しつ

つ、将来における徴収額の見通し等も考慮しながら適正な運用に努める。

- 2) 権利者団体及び関係諸団体との協力関係に基づき、新規の委任取得及び委任者データの管理を行う。
- 3) 業務管理システムの改修及び機能の充実を更に進め、各業務のサポートを継続するとともに、関連諸団体とのデータ連携及び情報共有の強化に努める。重点事項として、インボイス制度が開始されたことを受け、適格事業者等の情報を円滑に収集する枠組みを構築する。

(4) 実演家の権利拡大と集中管理に向けた調査研究を展開する

- 1) 国際条約に定める「公衆への伝達」に係る実演家の権利の在り方及び集中管理について、引き続き調査研究を行う。とりわけ、レコード演奏・伝達権の獲得のほか、ウェブキャスティング等の放送類似サービス及びサブスクリプションサービスをはじめとしたオンデマンド配信からの対価還元の在り方に関して、調査研究を引き続き展開する。
- 2) 私的録音録画補償金制度について、その見直しも含め経済的合理性を備えた新たな制度等の構築に引き続き取り組む。国際的動向や過去の経緯を踏まえた調査研究を進め、制度の在り方等を検討する。
- 3) 文化審議会著作権分科会における、デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方や、生成AIと著作権を巡る議論に引き続き参加するとともに、我が国の著作権法改正及び国際的動向に対して機動的に対応し、関連諸制度について引き続き調査研究を実施する。

(5) 権利拡大に係る運動、関係団体との協力、諸会合への参加等を積極的に行う

- 1) 調査研究と広報活動とを密接に連携させつつ、文化庁をはじめとする政府、民間の諸会議に参加し、実演家の権利拡大に係る運動を展開する。関連して、文化芸術推進フォーラムへの参加協力を継続し、文化芸術振興議員連盟との連携を強化する。
- 2) 実演家の肖像パブリシティ権の普及啓蒙及び不正使用に対する停止活動等を行うため、特定非営利活動法人肖像パブリシティ権擁護監視機構への支援を継続するとともに、肖像パブリシティ権に関する調査研究を引き続き実施する。
- 3) WIPO(世界知的所有権機関)の諸会合に参加するとともに、FIA、FIMへの支援を継続して連携を維持しつつ、実演家等の国際機関が主催する会合、地域セミナー等への協力を行う。また、著作権法学会、ALAI(国際著作権法学会)及びALAI Japan(国際著作権法学会日本支部)等の学際的な場を通じて、理論的な側面から実演家の権利等について調査研究及び情報収集を行うとともに、国内外のネットワークの形成、強化に努める。
- 4) WIPOや文化庁などがアジア・太平洋地域に向けて実施する著作権・著作隣接権制度の普及活動に協力する。また、公益社団法人著作権情報センター(CRIC)の会員として、著作権・著作隣接権制度の普及啓蒙や調査研究に係る事業への参加協力を継続する。
- 5) SCAPR(実演家権利管理団体協議会)の総会、委員会及びワーキンググループに参加するとともに、データに基づいた相互の透明性の高い徴収分配が実施できるよう加盟団体との連携を継続する。また、セミナーやオン

ライン教材に講師として参加し、開発援助事業に協力する。

- 6) 「実演家の権利の集中管理に関する研修」を実施し、アジアの団体に対して実務面からの育成支援を行うことで、協定に基づく相互の徴収分配が早期に実現できるよう努めるとともに、各国の現状や課題を把握しつつ連携を強化し、アジア地域全体の底上げを目指す。

(6) 実演の価値や実演家の権利、芸団協CPRAの活動等に対する理解を促進する広報活動を展開する

- 1) 機関誌「CPRA news Review」を定期的に発行し、権利者、利用者、実務家、研究者及び政府関係者等に向けて、実演家の権利や芸団協CPRAの活動、徴収分配の実務、実演家の権利をめぐる諸問題について理解を促進するための広報活動を行う。
- 2) 即時性が高くかつ広く一般に訴求できるウェブサイトやSNSを積極的に活用して、芸団協CPRAの認知度を高め、その活動への理解を促進するための広報活動を行う。ウェブサイトやSNSを中心とした広報に転換する観点から、必要に応じて、ウェブサイトの拡充等を行う。
- 3) 芸団協CPRA設立30周年記念事業を継続するとともに、実演家の権利や芸団協CPRAの活動について普及啓蒙を行うため、関係団体とも連携しつつ、広報活動を展開する。

実演家著作隣接権センター（芸団協CPRA）事業概要報告

徴収分配実績

1. 徴収業務

二次使用料等の徴収額は約77億円（前年度比98.7%）となった。広告収入減に伴い二次使用料の徴収額は減少傾向となる一方で、放送番組の見逃し配信を中心とした配信サービスに係る送信可能化使用料の徴収額は増加したため、徴収額は同水準に留まった。テレビ番組配信を行うTVerが好調であり、見逃し配信サービス全体の成長状況を踏まえ、送信可能化使用料の適正な対価について利用者団体と協議を行った。

その他、貸レコード使用料・報酬の徴収額は約2億3000万円（前年度比72%）となり、縮小が進んでいる。

2. 分配業務

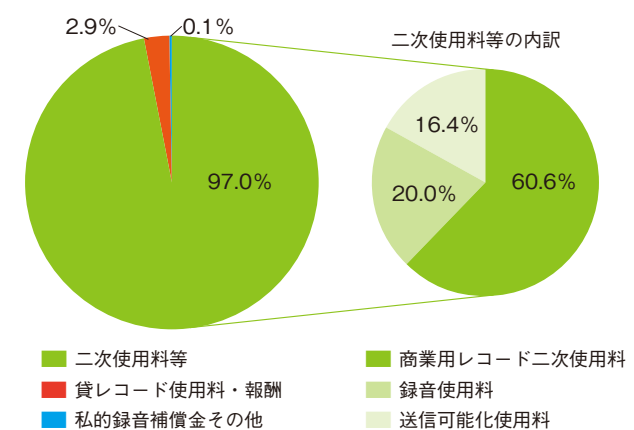
貸レコード使用料・報酬は徴収額の減少に歯止めがかからないことを受け、年2回の分配を年1回とする規程変更を加えた上、その他の支分権も含め、管理委託契約約款及び分配規程に基づき適正に分配を実施した（総額約71億円）。また、分配業務のさらなる精度向上のため、委任及び作品DB等の拡充を継続するとともに、権利委任団体間のデータ共有による業務の効率化を進めた。

なお、2020年度末に発生した商業用レコード二次使用料海外徴収分の誤分配で過払いとなった権利者に対する返金請求業務は継続して行っている。

3. 海外徴収分配業務

30団体から約8420万円の徴収を行い、31団体に約3億1500万円及び44エージェントに約1億1000万円の分配を行った。また、音楽市場規模の成長が著しいアジア地域における権利管理団体育成支援として第1回アジア団体フォーラムを実施するなど、中長期的な視点での海外徴収業務の強化にも努めている。

2023年度徴収額の内訳（徴収総額：79億2301万円）



その他業務

(1) 30周年記念事業を実施

2023年10月にCPRAは設立30周年を迎えた。記念事業として、これまでの歩みをまとめた特設ウェブサイトを開発。また、昨今の技術革新や、音楽の創作・実演・聴取の仕方の変化に伴う実演家の権利のあり方について啓蒙を図るため、オンライン・セミナー動画を制作した。



(2) 著作権・著作隣接権を巡る課題の解決に向けた活動

文化審議会ほか関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に参加。著作権制度等の改善や再構築に向けた議論に積極的に発言し、DX時代に対応したクリエイターへの適切な対価還元や、AIと著作権に関して、ヒアリングを通じた意見表明や意見提出を行った。

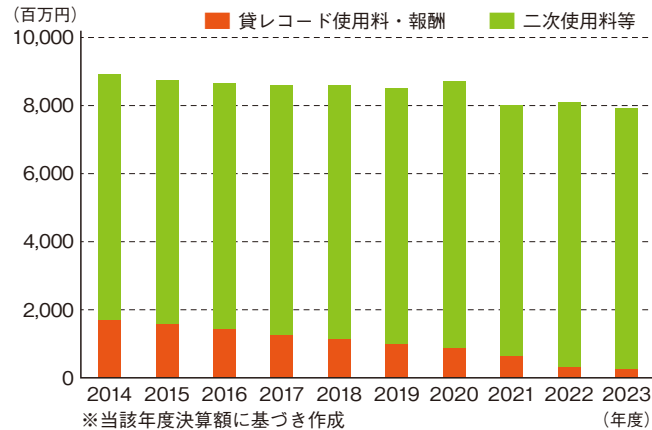
(3) 著作権・著作隣接権制度の普及啓発

国内外の関係機関などに参加協力し、講師派遣等を行うとともに、学会など学際的な場を通じてネットワーク形成に努めた。

(4) 『CPRA news Review』の発行、ウェブサイトの運営

芸団協CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため、『CPRA news Review』を2回発行した。また、ウェブサイトを運営し、芸団協CPRAの業務概要、実演家の権利等に関する国内外の最新動向等について、SNSも活用しながら情報発信に努めた。

レコード実演に関する徴収額の推移



INFORMATION

「知的財産推進計画2024」の策定に向けた意見書を提出

政府が実施すべき知的財産関連施策について知的財産戦略本部が定める「知的財産推進計画2024」の策定に向け、2024年3月27日付で芸団協CPRAから意見を提出した。デジタル・ネットワーク技術の進展により、AIやメタバースにおける利用など、多様な実演の利用が拡大する中で、実演に関する権利保護と公正な利用を実現する仕組みは益々重要なものとなっている。意見書では、実演に関する権利保護と公正な利用を実現する仕組みとして、「レコード演奏・伝達に係る権利の導入」、「バリューギャップ問題の解消に向けた検討」、「AIの利活用に適切に対応する権利の在り方に関する検討」等に積極的に取り組むべきとしている。意見書全文は、芸団協CPRAウェブサイトに掲載している。

なお、「知的財産推進計画2024」は6月4日付で決定され、知的財産戦略本部ウェブサイトに掲載されている。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>

徴収業務に関する近時の動向

1月1日に発生した令和6年能登半島地震による甚大な被害状況を考慮し、同半島におけるCDレンタル店を対象に、2024年1月から3月までの貸与使用料を免除した。

日本民間放送連盟とは、2023年度における地上放送（番組の無料広告型配信も含む）及びBS放送の使用料について合意した。引き続き、時代の変化の中で生じた諸課題を解決すべく協議していく。

また、衛星放送協会と2023年度から2028年度までの衛星放送の使用料について合意し、前回同様、放送付帯型の番組配信のルールも含む協定としている。

2024年度SCAPR総会に参加

5月28日～30日の3日間、南アフリカ・ヨハネスブルグにて2024年度SCAPR（実演家権利管理団体協議会）総会が開催された。2022年度以降の対面・リモート併用の中、今回は総勢48カ国129名の参加者のうち37カ国101名が現地に参集し、コロナ禍以前の賑わいを取り戻した。芸団協CPRAからも、見上雄平海外徴収・分配委員会副委員長及び小島京古海外業務部長が5年ぶりに現地にて参加した。

総会においては、例年通りの予算・決算、データベースの運用状況、会員異動等についての議論が滞りなく行われたほか、アフリカ大陸での初めての総会開催を記念し、アフリカ地域12カ国の市場調査の報告と、政府関係者、著作者、実演家らを招いたパネルディスカッションが行われた。運営がなかなか軌道に乗らない実演家団体

や、実演家の権利が正しく行使されない等の多くの課題が明らかとなったが、アジア地域各国の現状と共通する部分も多く、今後もSCAPRのネットワークを活かし世界規模でより積極的な支援を行う必要性を確認した。

また今回のSCAPR理事の改選において、小島京古海外業務部長が理事に選出された。任期は4年、アジア地域からは初の理事席の獲得である。芸団協CPRAの抱える諸課題の解決やアジア地域全体の底上げのためにも、SCAPRとのより強固で緊密な連携関係を構築していきたい。



令和6・7年度芸団協役員が就任 2023年度「年次報告」を発行

6月19日に芸団協定時社員総会が開催され、令和6・7（2024・2025）年度の芸団協役員が決定した。

- ・会長（代表理事） 野村 萬
 - ・理事 安部次郎、猪崎弥生、板垣一誠、小野伸一、尾上墨雪、小山久美、金井文幸、菊地哲榮、崎元 譲、三笑亭夢太郎、椎名和夫、塩田秀夫、野田秀樹、福島明夫、増山 周、松武秀樹、丸山ひでみ、望月正樹、吉住小三郎、渡辺俊幸
 - ・監事 桑原 浩、龍村 全
- また、2023年度の年次報告、収支決算書を芸団協ウェブサイトで公開した。

<https://geidankyo.or.jp/>



レコード演奏・伝達権の創設に向けて —BGM利用における実演家の権利を考える—

令和5（2023）年度文化審議会著作権分科会「政策小委員会」では、「レコード演奏・伝達権」の問題が取り上げられた。この「レコード演奏・伝達権」の創設に向けては、芸団協CPRA30周年記念事業オンライン・セミナーのテーマとしても取り上げている。そこで、レコード演奏・伝達権をめぐる最近の議論の動向を紹介したうえで、オンライン・セミナーの内容にも触れながら、今後について考えてみたい。

議論の動向

レコード演奏・伝達権の創設は、旧著作権法から現行著作権法への全面改正における議論が行われていた当時から要望してきたものである。例えば、1968年に公表された著作権法の全部を改正する法律案（第三次案）に対して、二次使用料請求権の及ぶ範囲を放送・有線放送に限定することなく、レコードを営業上の不可欠の要素として公衆に聴取させるために提供した者も二次使用料を支払うべきと要望している※1。1970年に現行著作権法が成立した後も、『知的財産推進計画』の策定に向けた意見募集など機会があるごとにレコード演奏・伝達権の創設を要望してきた。

後で見るように日本が国際的に遅れをとっている状況は、問題視されるようになり、2019年2月に発効した日EU経済連携協定（EPA）においても、公衆への伝達におけるレコードの利用についての十分な保護について討議するとされており、レコード演奏・伝達権の創設は喫緊の課題と位置付けられることとなる。また、IFPI（国際レコード産業連盟）などの国際団体も、日本におけるレコード演奏・伝達権の創設を要望してきた。

このような状況の中、2021年7月に文部科学大臣から文化審議会に対して

「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問が行われると、著作権分科会において審議が進められることとなる。令和5（2023）年度は、著作権分科会に「政策小委員会」が、新たに設置されることになり、DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策について審議することになる。そして、2023年11月17日開催の第1回会合では、DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に関連する諸制度の在り方として、「レコード演奏・伝達権」が取り上げられた。

2024年2月28日開催の第5回会合では、レコード演奏・伝達権に係る諸外国調査、日本におけるレコード演奏・伝達権に関する市場調査、一般国民、個人の音楽クリエイターなどへのアンケート調査及びBGM配信事業者へのヒアリング調査の結果についての発表があり、議論が行われた。政策小委員会による審議経過報告が取りまとめられ、レコード演奏・伝達権については「今期確認した論点及び審議の経過等を踏まえ、論点の検討をさらに深めていくことが期待される」としている※2。

また、与党でも、レコード演奏・伝達権の問題が取り上げられており、2024年5月28日に自民党知的財産戦略調査会が取りまとめた提言において、

「店舗等におけるレコード（原盤）の演奏や公の伝達に関し、国際的な著作権制度との調和等の観点のほか、報酬請求権の導入に係る関係者の合意形成の見通しや円滑な徴収・分配体制の見通し等を踏まえつつ、実演家及びレコード製作者への望ましい対価還元の在り方の検討を加速化すべきである」としている※3。

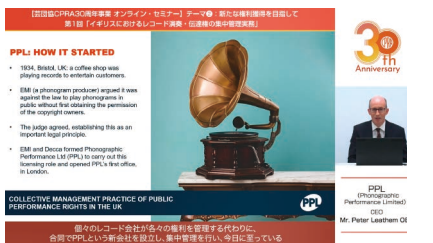
そして、2024年6月4日に知的財産戦略本部が策定した『新たなクールジャパン戦略』では、政府の取組として「店舗等におけるレコード（原盤）の演奏や公への伝達に関し、国際的な著作権制度との調和等の観点のほか、報酬請求権の導入に係る関係者の合意形成の見通しや円滑な徴収・分配体制の見通し等を踏まえつつ、実演家及びレコード製作者への望ましい対価還元の在り方について検討する」とされている※4。

では、政府全体として取り組むべき課題のひとつとなった「レコード演奏・伝達権」について、これまでの議論やオンライン・セミナーの講演動画から、今後、どのように考えることができるのだろうか。

国際的な著作権制度との調和

PPLのCEOであるPeter Leathem氏によるオンライン・セミナーの講演動画

では、イギリスにおけるレコード演奏・伝達権の創設から、現在の徴収・分配実務までを知ることができる。



イギリスにおいてレコード演奏・伝達権が認められたのは、1934年にまで遡る。当時の1911年著作権法の下、いくつかのレコード会社が、許諾を得ることなくレコードを再生していたコーヒーションに対して訴訟を提起し、レコードの再生について権利があることの確認を求めたのだ。この判決において、レコードの再生演奏について、レコード製作者に権利が存在することが認められ、イギリスが、レコード演奏・伝達権を認めた最初の国となった。そして、この権利を管理するためにPPLが創設されることになる。

イギリスでは、現行の1988年著作権、意匠及び特許法にレコード演奏・伝達権が明確に位置付けられている。すなわち、イギリスではレコードは、著作権による保護を受けており、放送や公衆への伝達について排他的権利を有することが明確になっているとともに、実演家に対しても録音物の利用に係る衡平な報酬請求権として、レコードの著作権者であるレコード製作者に対して報酬を請求することができるのである。国際的な状況については、オンライ

ン・セミナーのパネルディスカッションにおける中井秀範芸団協CPRA運営委員会副委員長による基調講演からも知ることができる。

レコード演奏・伝達権は、1961年に成立したローマ条約にも位置付けられ、欧州を中心に法制化されていく。また、1996年に成立したWIPO実演・レコード条約（WPPT）においてもレコード演奏・伝達権は位置付けられ、世界142カ国において導入されている（IFPIによる調査資料より）。

欧州の主要な国の状況を見ると、イギリス、フランス、ドイツ、オランダでは、実演家に対して報酬請求権として認められており、レコード製作者については、イギリスのみが許諾権となっている。徴収に当たっては、実演家とレコード製作者で構成される集中管理団体が徴収を行っていたり、実演家の団体とレコード製作者の団体が、徴収団体を別に設立するなどの徴収体制が整えられ、運用されている。

また、アジア諸国の状況を見てみると、韓国、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポールなど多くの国でレコード演奏・伝達権は導入されている。特に韓国では2009年にレコード演奏・伝達権が導入されると、2016年には対象範囲の拡大が行われている。また、中国では2020年改正により、シンガポールでは2021年改正により、レコード演奏・伝達権が導入されており、日本は、アジア諸国においても遅れをとっている状況にあることがわかる。

「附則14条」廃止の議論から学ぶこと

実演家及びレコード製作者のレコード演奏・伝達権の創設に向けては、日本にかつて存在した、いわゆる「附則14条」を忘れてはならない。この附則14条の廃止に向けた取組については、オンライン・セミナーのパネルディスカッションにおける露木孝行JASRAC常任理事の基調講演から知ることができる。

1899年に制定された旧著作権法では、録音物の再生演奏と生演奏との区別はなかった。ところが、ドイツ人のプラーゲが、日本国内において、外国人の音楽著作物の代理人として活動し、放送などにおいて外国曲が使われなくなるといった状況が生じた。そこで、このような、いわゆる「プラーゲ旋風」に対処するために、1934年の旧著作権法改正により、レコードの放送や再生演奏は自由とされた。この規定の趣旨は、1970年の現行著作権法への全面改正の際に「附則14条」として引き継がれ、録音物の再生演奏について著作者の権利は、大幅に権利制限された。すなわち、録音物の再生演奏について著作者の権利が認められるのは、①音楽喫茶など音楽を鑑賞させる営業、②客にダンスをさせる営業、及び③音楽を伴う演劇、演芸、舞踊など芸能を見せる事業の3つの利用形態に限定されたのである。

附則14条は、当分の間の経過措置とされ、著作権審議会などで廃止に向け

	イギリス	フランス	ドイツ	オランダ
実演家	報酬請求権 (レコード製作者に対する分配請求権)	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権
レコード製作者	許諾権	報酬請求権	報酬請求権 (実演家に対する分配請求権)	報酬請求権
徴収団体	PPL	SPRE	GVL	SENA
	※実演家とレコード製作者の権利管理団体 ※音楽著作権管理団体PRS for musicと、PPL PRS Ltd. 設立	※実演家とレコード製作者が共同設立した団体 ※音楽著作権管理団体SACEMに一部の徴収業務を委託	※実演家とレコード製作者の隣接権管理団体 ※音楽著作権管理団体GEMAに徴収業務を委託	※実演家とレコード製作者の隣接権管理団体 ※音楽著作権管理団体BUMAと共同で請求書発行業務を行うSCAN設立
レコード演奏権の導入時期	1934年(レコード製作者)／1996年(実演家)	1985年	1965年	1993年
導入の契機	司法判断による明確化／EU貸与権指令	最高裁判例・ローマ条約加盟	ローマ条約加盟	EU貸与権指令

た議論が進められた。1996年には、WTO（世界貿易機関）の場において当時のEC（欧州共同体）からベルヌ条約違反などの指摘もなされ、1998年に著作権審議会は、演奏権管理の円滑な実施に向けて十分に配慮すべきと付言しつつも、早急に附則14条廃止が必要と結論付けた。これを受け、1999年に著作権法が改正され、附則14条は削除された。この削除に至るまでには、現行著作権法の制定から30年、旧著作権法の時代から数えると65年もの年月を経たことになる。この附則14条廃止に向けた取組は、実演家及びレコード製作者に対するレコード演奏・伝達権の創設に向けても示唆するところが多いものと言えるだろう。

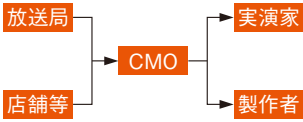
円滑な徴収と分配に向けて

附則14条の廃止にあたって、著作権審議会では、社会的な影響への配慮や利用者との十分な協議の上での円滑な管理開始が求められた。また、オンライン・セミナーのパネルディスカッションにおいても、レコード演奏・伝達権が創設された場合に、しっかりと徴収の仕組みを考えたい、との発言も聞くことができる。

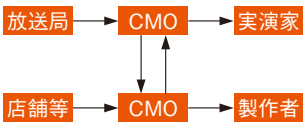


レコード演奏・伝達権に基づく使用料は、どの程度の規模なのであろうか。パネルディスカッションでは、実演家とレコード製作者とを合わせて、イギリスで約164億円、フランスで約141億円、ドイツでも約51億円が徴収されていることが紹介されている（IFPIによる2022年調査より※5）。では、日本では、どの程度の規模となるのだろうか。著作権分科会「政策小委員会」では、日本レコード協会、日本音楽事業者協会及び日本音楽制作者連盟による市場調査について報告されている※6。この調査結果からは、レコード演奏を行っている事業所の割合は、全業種平

①**合併モデル**：一つのCMOが徴収・分配する（チェコ、リトアニア、オランダ、スロベニア、フィンランド）



②**分担モデル**：各CMOが分担して徴収、相互に分配（エストニア、スウェーデン）

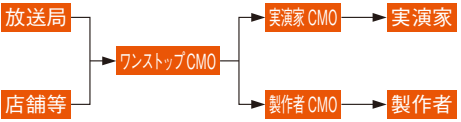


均で29.7%であり、事業所数で約157万事業所と推計されている。また、音源の種類としては、「CD・レコード」（27.8%）、「音楽専門の有料チャンネル」（23.6%）、「プラットフォーム関連サービス」（23.1%）の順となっており、JASRACによる使用料規程に基づいた場合、日本国内における市場規模は、有線音楽放送等の元栓徴収可能な形態は元栓徴収し、それ以外を蛇口処理とした場合には、およそ68億円と推計している。

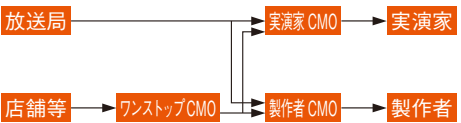
レコード演奏・伝達権が創設された場合、どのような円滑な徴収体制が考えられるのであろうか。PPLの講演動画からは、イギリスの状況を知ることができる。PPLと音楽著作権の集中管理団体であるPRSとの間では、2018年に合意に至り、合併会社であるPPL PRS Ltdによって、ワン・ストップ・ショップによる権利処理が実現されている。また、著作権分科会「政策小委員会」では、文化庁が委託したレコード演奏・伝達権の諸外国調査について報告が行われており※7、欧州における徴収体制について、EUのレポートから※8、4つのモデルが紹介されている。すなわち、①合併モデル、②分担モデル、③ワンストップモデル、④混合モデルである。

また、分配については、どのようなになっているのだろうか。PPLの講演動画からは、多数に上る利用者による利用状況の全てを把握することが極めて困難な状況がありながらも、利用報告や市場調査などを通じた取組のほか、フィンガープリント技術を活用し、分

③**ワンストップモデル**：ワンストップCMOが徴収し、各CMOから権利者に分配（ベルギー、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、ポルトガル）



④**混合モデル**：①～③を組み合わせたもの（ドイツ、アイルランド、イタリア、ハンガリー、オーストリア）



配業務をサポートするための取組が行われていることを知ることができる。また、露木孝行JASRAC常任理事の基調講演でも、徴収された使用料の分配精度の向上に向けて、店舗での音楽利用についてフィンガープリント技術を利用して実証実験を行ったことに触れている。

関係者の理解に向けて

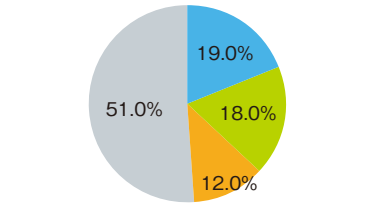
パネルディスカッションでは、附則14条の廃止までには、かなりの時間がかかったものの、廃止に向けて議論が進んだのは、利用者による理解が進んだことが一番大きかったという。また、レコード演奏・伝達権の創設に向けた普及啓蒙が後の徴収にもつながりうるため、一般に向けて分かり易い説明もしていきたい、との発言も聞くことができる。

では、現状、レコード演奏・伝達権について、どのように理解されているのだろうか。著作権分科会「政策小委員会」では、一般国民に対するBGM利用へのニーズやレコード演奏・伝達権の認知度など、今後の施策の検討に資する知見を抽出するためウェブアンケートの調査結果の報告が行われている※9。

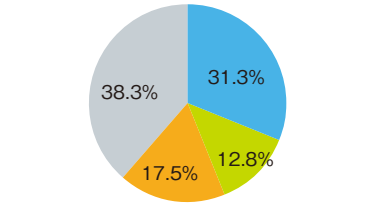
調査結果からは、BGMの利用に対して、作詞家・作曲家などの著作権には権利が認められていることを知っていたとの回答は66.0%もあり、しかも、このような権利に基づいて作詞家・作曲家などの著作権者に対価を支払うことは妥当であると回答したのは、86.2%にも上っている。

Q. 実演家やレコード製作者に対して、BGM利用に対して権利が認められていないことについて、どう思うか。

（一般国民）



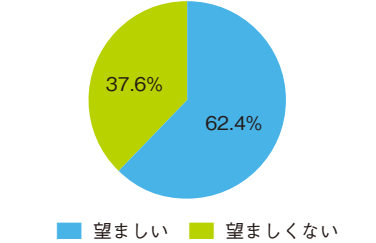
（音楽クリエイター）



■ 実演家、レコード製作者に権利が与えられていないことを知っていた。
■ レコード製作者には権利が与えられず、実演家には権利が与えられていると思っていた。
■ 実演家には権利が与えられず、レコード製作者には権利が与えられていると思っていた。
■ 実演家、レコード製作者に権利が与えられていると思っていた。

Q. BGM利用に対して、実演家やレコード製作者に権利を与えることについて、どう思うか。

（一般国民）



これに対して、BGMにおける音楽利用について、歌手や演奏家などの実演家やレコード会社などのレコード製作者については、どうだろうか。現行著作権法では、実演家及びレコード製作者には、レコード演奏・伝達権は認められていないが、一般国民に対するアンケート調査結果では、「レコード製作者には権利が与えられていないが、実演家には権利が与えられていると思っていた」（18.0%）、「実演家には権利が与えられていないが、レコード製作者には権利が与えられていると

思っていた」（12.0%）及び「実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」（51.0%）という誤った理解が、合計で81.0%にも上っている。しかしながら、BGM利用に対して、今後、実演家やレコード製作者を加える方が望ましいか、望ましくないかを尋ねると、「望ましい」との回答（62.4%）が、望ましくないとの回答（37.6%）を上回っている状況にある。

今後に向けて

著作権分科会「政策小委員会」では、レコード演奏・伝達権に関して、個人の音楽クリエイター（作詞家・作曲家、実演家）に対するアンケート調査結果も報告されている。

アンケート調査結果では、BGM利用について、歌手や演奏家などの実演家やレコード会社などのレコード製作者に権利が与えられていないことを知っていたとの回答が31.3%あるものの、「レコード製作者には権利が与えられていないが、実演家には権利が与えられていると思っていた」（12.8%）、「実演家には権利が与えられていないが、レコード製作者には権利が与えられていると思っていた」（17.5%）及び「実演家とレコード製作者には、BGM利用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」（38.3%）と、回

答者の合計68.6%が正確に理解しておらず、個人の音楽クリエイター自身も十分に理解していない状況が窺われる。

しかしながら、知的財産戦略本部が策定した『新たなクールジャパン戦略』を踏まえて、「レコード演奏・伝達権」は、政府全体として取り組むべき課題のひとつとなっている。そして、BGMをはじめとする、音楽の利用は日常生活やビジネスにとって必要不可欠なものと言えるだろう。このような店舗などにおける音楽の必要性や果たす役割に鑑みれば※10、その音楽に参加する実演家やレコード製作者に対価が還元されるべきである。レコード演奏・伝達権の創設に向けて、一般国民への理解を促すとともに、実演家及び権利者からもより一層声を上げる必要がある。

本稿で紹介したオンライン・セミナー動画は、芸団協CPRA30周年記念特設サイトから、見ることができる。公開期間は、2024年10月までの予定だ。



<https://www.cpra.jp/30th/>

※1 日本芸能実演家団体協議会及び日本蓄音機レコード協会（現在の日本レコード協会）「著作権法の全部を改正する法律案（第三次案）に対する意見書」（昭和43年2月7日）
※2 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_03.pdf
※3 https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/208366_1.pdf
※4 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou4.pdf>
※5 1ユーロ＝138.3円で換算
※6 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r05_05/pdf/94011001_02.pdf
※7 報告書は、文化庁ウェブサイト (https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501_02.pdf) に掲載
※8 レポート自体は、European Commission et al., Study on the International Dimension of the Single Equitable Remuneration Right for Phonogram Performers and Producers and Its Effect on the European Creative Sector? Final Report, Publications Office of the European Union (2023), (<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/62798289-dccd-11ed-a05c-01aa75ed71a1/language-en>) を参照
※9 報告書は、文化庁ウェブサイト (https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94040701_01.pdf) に掲載
※10 店舗におけるBGMの効果については、権野睦子「なぜ、お店で音楽を流すのか-BGMがビジネスに与える効果とは-」CPRAnews第94号（2019）参照

生成AIと実演—パブリシティ権を巡るアメリカの動向—

生成AIを用いて特定の歌手の歌声や声優の声を再現するサービスが広がりを見せている。アメリカでも、2023年4月、ヒップホップアーティストのDrakeとThe Weekndの歌声をAIにより模倣して制作された楽曲がSNS上で公開され、所属レコード会社の要請により削除されるまでに1000万回以上再生される等、関係者に大きな衝撃を与えた。同年10月には、トム・ハンクスのフェイク動画がオンライン広告で不正使用され話題となったが、著名な俳優に限らず、一般人の間でも、AIによる画像処理を用いた悪質な映像の捏造、ディープフェイクは深刻な問題となっている。アメリカにおける声や肖像を生成AIによる不正利用から守るための取組を紹介する。

実演家、関連業界からの働きかけ

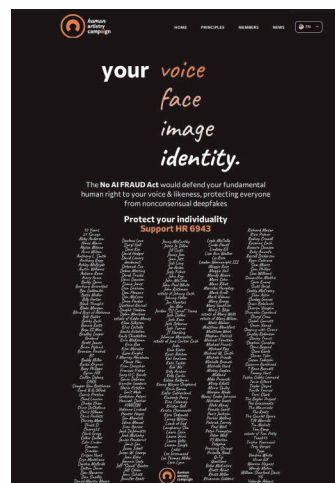
2023年11月、43年ぶりの長期間にわたるストライキを経て、映画俳優組合・米国テレビラジオ芸術家連盟(SAG-AFTRA)が全米映画テレビ制作者連盟(AMPTP)と新たな労働協約を締結し、映像作品におけるAI技術の使用に関して、初めて包括的なルールが定められた※1。SAG-AFTRAは俳優の組合という印象が強いが、歌手等も組合員に擁しており、2024年4月に、メジャーレーベルとの間で締結した協約では、録音物におけるAIの使用に関して合意している※2。この協約では、特定のアーティストの歌声のデジタルレプリカを録音物に使用する場合には、リリース前に、詳細を明記した書面を提示してアーティストの合意を得ることや、補償額についての最低条件を定めている。また、特定アーティストの歌声の再現ではない、生成AIによる合成の歌声を録音物に収録する場合にも、生身の実演家による収録と同様に、協約上のルールに則り、報酬を支払うこととしている。

SAG-AFTRA執行部のトップであるDuncan Crabtree-Ireland氏は、連邦上院司法委員会プライバシー・技術・法小委員会の公聴会において、アーティストにとって、声や肖像は長い時間をかけて投資をし、多大な努力をして築き上げてきた自身のブランド、アイデンティティの礎であるから、アーティスト本人が生成AIによる利用をコントロールできず、適切な補償を受けられないのは道義に反しており、違法とすべきであると主張した。そして、AI技術を規制しないままでは、アーティストだけでなく、すべての人にとって脅威であり、州ごとに異なる法で声や肖像を保護することには限界があると

著作権隣接権総合研究所 榎野睦子

して、連邦法での保護を求めた※3。

2023年3月、音楽産業を中心に40を超える団体の賛同を得て立ち上げられたHuman Artistry Campaign※4は、2023年10月末時点で34カ国170以上の団体にまで支持を拡大している。同キャンペーンはAI技術利用原則の一つとして、「著作物並びにプロの実演家の声及び肖像の



多数の実演家が No AI FRAUD Act の支持を表明
<https://www.humanartistrycampaign.com/noaifraud>

利用には、全ての権利者からの許諾及び自由市場におけるライセンスを必要とすること」を提唱しており、実演家やスポーツ選手の声と肖像は合意を得てのみ利用され、一定の利用に対しては適正な市場価格での補償がなされるべきであるとしている。

法律でまもる、連邦・州の動き

氏名、肖像等の無許可での商業利用を防ぐパブリシティ権は、日本では最高裁判所で認められた権利であるものの、法律では明確に規定されていない。一方、この権利を最初に提唱したアメリカでは、2020年時点で35の州で認められ、このうち25の州では制定法がある※5というが、連邦法では保護されていない。音楽産業を中心とした積極的なロビイ

ング活動を受けて、立法の動きも出てきている。2023年10月、Chris Coons連邦上院司法委員会知的財産小委員会委員長らが、生成AIの不正利用から、個人の声及び肖像を守ることを目的に、NO FAKES法案(Nurture Originals, Foster Art, and Keep Entertainment Safe Act)を発表した。同意を得ずにデジタルレプリカを作成した者や、その事実を知らながら、ウェブ上でデジタルレプリカにアクセスできるようにしたプラットフォームは民事責任を負い、当該行為により被った実際の損害額と5,000ドルのいずれか高い金額の損害賠償請求、さらに被告による強迫、詐欺、害意があったことが立証されれば、懲罰的損害賠償請求の対象となる。

2024年1月には、No AI FRUD法案(No Artificial Intelligence Fake Replicas and Unauthorized Duplications Act)が、連邦下院に提出された。この法案では、①デジタルレプリカ生成ツール等の提供や、②同意を得ずに生成された事実を知らながらのデジタルレプリカの公表等だけでなく、③前述の事実を知らながらのこれらの行為への寄与に対しても、損害賠償(場合によっては懲罰的損害賠償及び弁護士費用も)請求が認められる。①の場合には、当該行為により被った実際の損害額と50,000ドルのいずれか高い金額、②の場合は、当該行為により被った実際の損害額と5,000ドルのいずれか高い金額に、それぞれ当該行為で被告が得た利益額を加えた金額を請求できる。

連邦レベルでの立法を待たずに、州法での対応も進められている。2024年3月、音楽都市ナッシュビルを州都とするテネシー州で、ミュージシャンをAIの不正利用から守る法律が成立した。テネシー州メンフィスとゆかりの深いエルビス・プレスリーにあやかっただけでなく、ELVIS法(Ensuring Likeness, Voice, and Image Security Act of 2024)と命名された同法は、パブリシティ権を保護する「1984年人権保護法」を改正し、氏名、肖像に加え「声(実際の声だけでなく、声の擬態(simulation)も含む)」を保護の対象に加えている。そして、同意を得ていないことを知らながら、特定の個人の声や肖像の生成を主な目的又は主な機能とするアルゴリズム、ソフトウェア、サービス等の頒布や送信等を行う行為は、民事責任を負うだけでなく、刑法上軽罪にあたる。同法は2024年7月1日に施行予定である。

日本では、ピンク・レディー事件最高裁判決において、パブリシティ権を人格権に由来する権利と位置付けたものの、譲渡できるのか否かについて明確な結論は出されていない。一方、これらの法(案)では、パブリシティ権は財産権であり、移転することができると明記している。そのため本人だけでなく、権利の移転や包括的ライセンスを受けた者、さらには、レコーディング契約を締結したレコード会社もアーティストに代わって権利行使できとしている。死後の権利も認めており、ELVIS法及びNo AI FRAUD法案では、死後10年まで、権利の相続人又は権利の移転を受けた者が権利行使できる。その後

2年間、商業的な利用がなされなければ、権利は終了する。NO FAKES法案では、著作権と同様、死後70年までの権利の存続を定めている。

連邦下院司法委員会法廷・知的財産権・インターネット小委員会の公聴会で、Jennifer E. Rothmanペンシルベニア大学教授は、生成AIから個人のアイデンティティを守ることを目的とする連邦法案がむしろ自らの声や肖像へのコントロールを失わせる恐れがあるのではないかと指摘している。これらの法案に定める通り、パブリシティ権を自らの声や肖像に顧客吸引力を有する著名人に限定せず、全ての人に付与した場合、インターネット上の利用規約をよく読みもせず同意をすることで、意図せずに一般人のパブリシティ権が移転されてしまう可能性もある。ライセンスについても利用方法など限定的にするべきだと主張する※6。その他、表現の自由との関係など、様々な指摘がされている。

アメリカ著作権局では、2023年8月、生成AIの開発と使用から生じる著作権法及び政策上の課題について幅広い意見募集を開始し、12月の締切までに1万を超える意見が寄せられた。著作権局では課題を分析し、適切な立法又は規制行為に関し勧告を行う報告書を数回に分けて公表する予定であり、第一弾として、2024年春に、容姿や声、その他の人格をデジタル複製するためのAIの使用に焦点を当てた報告書の公表を予定している※7。2004年5月、Chuck Schumer民主党院内総務等による上院超党派グループが発表したAI政策に関する工程表でも、関連委員会に対し、AIによる無許諾利用から、声、肖像等を保護する立法の必要性について検討を促している※8。同年6月には、声や肖像のデジタルレプリカの利用契約について、その交渉は弁護士又は労働組合が行う等の規制を定める一般債務法修正案が、ニューヨーク州両院を通過している。日本でも懸念の声が広がるこの問題について、今後も動向を注視していきたい。

※1 新労働協約の詳細は、井上貴宏「米国映画業界2023年ストライキ—生成AI等を巡る映画スタジオとタレントサイドの攻防—第2回」コピライトNo.757Vol.64(2024年5月)参照のこと。

※2 <https://www.sagaftra.org/contracts-industry-resources/contracts/sound-recordings-code-2024>

※3 <https://www.sagaftra.org/sag-aftra-advocates-ai-protections-capitol-hill>

※4 <https://www.humanartistrycampaign.com/>

※5 Christopher T. Zirpoli, "Artificial Intelligence Prompts Renewed Consideration of a Federal Right of Publicity", CRS Legal Sidebar LSB11052, 2024.1.19. なお、米国のパブリシティ権については、奥邨弘司「[米国のパブリシティ権]について」CPRANews Review vol.2(2022年5月)参照のこと

※6 <https://judiciary.house.gov/sites/evo-subsites/republicans-judiciary.house.gov/files/evo-media-document/rothman-testimony.pdf>。

ただし、両法案では、デジタルレプリカの利用許諾契約(No AI FRAUD法案では、広告等限定的な利用)は弁護士により代理される、又はその条件が団体協約に準拠する等しない限り無効としている

※7 <https://www.copyright.gov/laws/hearings/USCO-Letter-on-AI-and-Copyright-Initiative-Update.pdf>

※8 https://www.young.senate.gov/wp-content/uploads/Roadmap_Electronic1.32pm.pdf

CPRA NEWS REVIEW VOL.6 通巻6号 2024年7月12日発行

発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオブラン、リムラムデザイン 表紙イラストレーション/hermippe

**公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)**

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<https://www.cpra.jp>

CPRAサイトの更新情報等をメールニュースでお伝えしています。
メールニュース配信を希望される場合は、CPRAサイトよりお申し込みください。

